中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第九号)

 \bigcirc

正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分(連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載)に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改

に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

_						第					第			
定する手売実施基本契約をハう。以下この条及び第十八条こおハて一	を提出して手続実施基本契約(法第六十九条の二第一項第八号に規	内容及び理由を記載した書面(次条において「意見書」という。)	じ。)の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその	程をいう。以下この条、次条第一項及び第十八条第二項において同	をしようとする者に対して業務規程(同項第七号に規定する業務規	第六条 法第六十九条の二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請	(割合の算定)	ことができない者とする。	に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行う	る者は、精神の機能の障害により紛争解決等業務に係る職務を適正	第五条 法第六十九条の二第一項第四号イに規定する主務省令で定め	とができない者)	(心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行するこ	改正後
定する手続実施基本契約をいう。以下この条及び第十七条において	を提出して手続実施基本契約(法第六十九条の二第一項第八号に規	内容及び理由を記載した書面(次条において「意見書」という。)	じ。)の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその	程をいう。以下この条、次条第一項及び第十七条第二項において同	をしようとする者に対して業務規程(同項第七号に規定する業務規	第五条 法第六十九条の二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請	(割合の算定)				[条を加える。]			改正前

項を除く。)について異議 四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事 組合等」という。)の数を当該申請をしようとする者が次条第一項 に法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十七第 条の五において準用する銀行法第五十二条の六十七第三項の規定に 第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項 日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。 よりその内容とするものでなければならないこととされる事項並び 各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(法第六十九 同じ。)の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容 を述べた信用協同組合及び信用協同組合連合会(以下「信用協同 う。)の数で除して行うものとする。 おいて同じ。 一号に規定する業務規程等を交付し、 (次条及び第十条第二項において「すべての信用協同組合等」と)に金融庁長官により公表されている信用協同組合 (合理的な理由が付されたものに限る。 又は送付した日 (二以上の 第九条 (法

(信用協同組合等に対する意見聴取等)

略

等 日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。 第二号に規定する業務規程等を交付し、 組合等」という。)の数を当該申請をしようとする者が次条第一項)を述べた信用協同組合及び信用協同組合連合会(以下「信用協同 項を除く。)について異議 四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事 同じ。)の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容 いう。)の数で除して行うものとする。 において同じ。)に金融庁長官により公表されている信用協同組 に法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十七第 条の五において準用する銀行法第五十二条の六十七第三項の規定に 各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(法第六十九 第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項 よりその内容とするものでなければならないこととされる事項並び (次条及び第九条第二項において「すべての信用協同組合等」と (合理的な理由が付されたものに限る。 又は送付した日 (二以上の 第八条

(信用協同組合等に対する意見聴取等)

第六条 [同上]

[同上]

「イ~ハ 略」

三 [略]

3

略

(業務規程で定めるべき記載事項)

第八条 法第六十九条の三第八号に規定する主務省令で定めるものは

[一~三 略]

次に掲げる事項とする。

五.

略

[イ〜ハ 同上]

三 [同上]

[2·3 同上]

(業務規程で定めるべき記載事項)

第七条 [同上]

[一~三 同上]

四 苦情処理手続(法第六十九条の二第六項第一号に規定する苦情四 苦情処理手続(法第六十九条の二第三項に規定する紛争解決手続であって信用 (法第六十九条の二第三項に規定する紛争解決手続であって信用 (法第六十九条の二第三項に規定する紛争解決手続であって信用 (法第六十九条の二第三項に規定する紛争解決手続であって信用 事項 [同上]

(指定申請書の提出)

第九条 [略]

(指定申請書の添付書類)

三第二項第五号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる書第十条 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十

類とする。

二 [略]

| 二項第六号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる書類と | 2 | 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十三第 | 。

して交付し、又は送付した業務規程等

第七条第

項第二号の規定によりすべての信用協同組合等に対

二・三略

3 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十三第

(指定申請書の提出)

第八条 [同上]

第九条 [同上]

同じ。)である場合には、その設立時における財産目録又はこれ項第一号に規定する法人をいう。第十四条第三項第三号においてる指定を受けようとする者(第三項において「申請者」という。事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの(同項の規定によ事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業・決定の工第一項の申請の日の属する事業年度の直前の法第六十九条の二第一項の申請の日の属する事業年度の直前の

二[同上]

に準ずるもの)

2 [同上]

して交付し、又は送付した業務規程等 第六条第一項第二号の規定によりすべての信用協同組合等に対

[二・三 同上]

3

同上

一項第七号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類と

地及びその保有する議決権の数を記載した書面で同じ。)の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は「同じ。)の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は「以総出資者の議決権をいう。次号及び第十八条第二項におい申請者の総株主等の議決権(総株主、総社員、総会員、総組合申請者の総株主等の議決権(総株主、総社員、総会員、総組合

又はこれに代わる書面の抄本(役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書)。以下この項、第十二条及び第十三条において同じ。)の住民票三 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む

四 [略]

当しない者であることを当該役員が誓約する書面)署の証明書(役員が日本の国籍を有しない場合には、同号口に該五役員が法第六十九条の二第一項第四号口に該当しない旨の官公

ハ [略]

地及びその保有する議決権の数を記載した書面で同じ。)の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は員又は総出資者の議決権をいう。次号及び第十七条第二項におい申請者の総株主等の議決権(総株主、総社員、総会員、総組合申請者の総株主等の議決権(総株主、総社員、総会員、総組合

同上

三

又はこれに代わる書面の抄本(役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書)の抄本(役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書)の以下この項、第十一条及び第十二条において同じ。)の住民票役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む

四 [同上]

「引き」一人び口に該当しない者であることを当該役員が誓約する書面)の官公署の証明書(役員が日本の国籍を有しない場合には、同号五 役員が法第六十九条の二第一項第四号イ及び口に該当しない旨

六 [同上]

る書面 第一項第二号において同じ。) でないことを当該役員等が誓約す 行法第五十二条の六十九に規定する暴力団員等をいう。第十八条 役員等が、暴力団員等(法第六十九条の五において準用する銀

九 略

(手続実施基本契約の内容)

組合等に係るものをいう。以下同じ。)の顧客の申出があるときは 九条までにおいて同じ。)は、当事者である加入信用協同組合等 紛争解決機関をいう。 事業等紛争解決機関 とができることとする。 法第六十九条の三第四号に規定する加入協同組合等のうち信用協同 十七第二項第十一号に規定する主務省令で定める事項は、指定信用 当該加入信用協同組合等に対して、その義務の履行を勧告するこ 紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六 (法第六十九条の五に規定する指定信用事業等 次条から第十四条まで及び第十六条から第十

第十二条~第二十二条 略

備考

表中の

0

記載は注記である。

行法第五十二条の六十九に規定する暴力団員等をいう。 役員等が、暴力団員等(法第六十九条の五において準用する銀 第十七条

第一項第二号において同じ。) でないことを当該役員等が誓約す

る書面

九 同上

(手続実施基本契約の内容)

第十条 当該加入信用協同組合等に対して、その義務の履行を勧告すること 紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、 第六十九条の三第四号に規定する加入協同組合等のうち信用協同 条までにおいて同じ。)は、当事者である加入信用協同組合等 争解決機関をいう。次条から第十三条まで及び第十五条から第十八 業等紛争解決機関 七第二項第十一号に規定する主務省令で定める事項は、指定信用事 ができることとする。 合等に係るものをいう。以下同じ。)の顧客の申出があるときは、 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十 (法第六十九条の五に規定する指定信用事業等紛

第十一条~第二十一条 同上